

原料原産地名の表示

これまで表示が必要であった **22 食品群**（原材料に占める重量の割合が50%以上のもの）と個別5品目（うなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物、野菜冷凍食品、おにぎりの「のり」）、及び**それ以外の全ての加工食品（輸入品を除く）**の重量割合が上位1位の原材料について、原料原産地名の表示が必要です。

● **22 食品群＋5品目**（うなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物、野菜冷凍食品、おにぎりの「のり」）

農産加工食品

	分類	食 品 群	対象食品の例
1	乾燥	乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 （フレーク状又は粉末状にしたものを除く）	乾しいたけ、かんぴょう、切り干しだいこん、乾燥ぜんまい、かんしょ蒸し切り干し、乾燥ねぎ、干し柿、干しぶどう 等
2	塩蔵	塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 （農産物漬物を除く）	塩蔵きのこ、塩蔵ぜんまい、塩蔵山菜ミックス 等
3	ゆで、蒸し	ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん （缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）	ゆでたけのこ、ゆでたぜんまい、下ゆでしたさといも、ふかしたさつまいも、ゆでた大豆、生あん、乾燥あん 等
4	異種混合	異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実、その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの （切断せずに詰め合わせたものを除く）	カット野菜ミックス、野菜サラダ（生鮮食品のみで構成されたものに限る）、カットフルーツミックス 等
5	緑茶	緑茶及び緑茶飲料	煎茶、玉緑茶、玉露、抹茶、番茶、ほうじ茶、緑茶飲料 等
6	もち	もち	まるもち、のしもち、切りもち、草もち、豆もち 等
7	いり豆	いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類	いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり大豆 等
8	黒糖	黒糖及び黒糖加工品	黒糖みつ、黒糖菓子、加工黒糖 等
9	こんにゃく	こんにゃく	板こんにゃく、玉こんにゃく、さしみこんにゃく、糸こんにゃく、しらたき 等

畜産加工食品

	分類	食 品 群	対象食品の例
10	調味	調味した食肉 （加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く）	しお・こしょうした牛肉、タレ漬けした牛肉、みそ漬けした豚肉 等
11	ゆで、蒸し	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 （缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）	ゆでた牛もつ、蒸し鶏、ゆで卵、温泉卵 等
12	表面あぶり	表面をあぶった食肉	牛肉のたたき 等
13	衣つけ	フライ種として衣を付けた食肉 （加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く）	衣をつけた豚カツ用の豚肉、衣をまぶした鶏の唐揚げ用の鶏肉 等
14	異種混合	合挽肉、その他異種混合した食肉 （肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む）	合挽肉、成型肉（サイコロステーキ）、焼肉セット（異種の肉を盛り合わせたもので生鮮食品のみで構成されたものに限る） 等

水産加工食品

	分類	食 品 群	対象食品の例
15	乾燥	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類 （細切もしくは、細刻したもの又は粉末状にしたものを除く）	みがきにしん、たづくり（素干のもの）、素干えび、するめ、丸干いわし、煮干しいわし、しらす干し、ちりめんじゃこ、干ばたて貝柱、だしこんぶ、干こんぶ、板のり、ばらのり、焼きのり、味付けのり、乾燥わかめ、干ひじき 等
16	塩蔵	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類	塩さんま、塩さば、塩かずのこ、塩たらこ、いくら、すじこ、塩うに、塩蔵わかめ、塩蔵したうみぶどう 等
17	調味	調味した魚介類及び海藻類 （加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）	まぐろしょうゆ漬け、あこうだいの粕漬け、あまだいのみそ漬け、もずく酢、いくらしょうゆ漬け、食用油脂を加えたまぐろのすき身 等
18	こんぶ巻	こんぶ巻	こんぶ巻（昆布の割合が50%以上のもの）
19	ゆで、蒸し	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 （缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）	ゆでだこ、ゆでかに、ゆでしゃこ、釜揚げしらす、釜揚げさくらえび、蒸しだこ、ふぐ皮の湯引き 等
20	表面あぶり	表面をあぶった魚介類	かつおのたたき 等
21	衣つけ	フライ種として衣をつけた魚介類 （加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く）	衣をつけたカキフライ用のかき、衣をつけたムニエル用のしたびらめ 等

その他

	分類	食 品 群	対象食品の例
22	異種混合	4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの （切断せずに詰め合わせたものを除く）	ねぎま串、鍋物セット（生鮮食品のみで構成されるもの） 等

※この表の「対象食品の例」にないものでも食品群に該当するものは対象となります。